

令和3年6月定例県議会

提出議案等一覧

及び

令和3年度6月補正

予算案の概要

島根県





区 分		議案No	議 案 名																	
	条例案 つづき	85	<p>島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う所要の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正対象条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> </tr> <tr> <td>②島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> </tr> <tr> <td>③島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td>④島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td>⑤島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td>⑥島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td>⑦島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> </tr> <tr> <td>⑧島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> </tr> <tr> <td>⑨島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td>⑩島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</td> </tr> <tr> <td>①～⑨の改正事項</td> </tr> <tr> <td>・諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認める</td> </tr> <tr> <td>①～⑧の改正事項</td> </tr> <tr> <td>・利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認める</td> </tr> <tr> <td>①、⑦、⑨、⑩</td> </tr> <tr> <td>・その他規定の整備</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>	改正対象条例	①島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	②島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	③島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	④島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	⑤島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	⑥島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	⑦島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	⑧島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	⑨島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	⑩島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	①～⑨の改正事項	・諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認める	①～⑧の改正事項	・利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認める	①、⑦、⑨、⑩	・その他規定の整備
改正対象条例																				
①島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例																				
②島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例																				
③島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例																				
④島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例																				
⑤島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例																				
⑥島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例																				
⑦島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例																				
⑧島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例																				
⑨島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例																				
⑩島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例																				
①～⑨の改正事項																				
・諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認める																				
①～⑧の改正事項																				
・利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認める																				
①、⑦、⑨、⑩																				
・その他規定の整備																				

区 分		議案No	議 案 名							
条例案 つづき	8 6	<p><b>島根県手数料条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>関係法令の改正等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正</p> <p>①島根県手数料条例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>覚醒剤取締法関係手数料</td> <td>覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定証の再交付に関する手数料を規定</td> </tr> </tbody> </table> <p>②島根県手数料条例の一部を改正する条例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律関係手数料</td> <td> <p>①薬局の認定に関する手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携薬局の認定に関する手数料を規定</li> <li>・専門医療機関連携薬局の認定に関する手数料を規定</li> </ul> <p>②医薬品等の製造等に関する手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録に関する手数料を規定</li> <li>・医薬品又は医薬部外品の製造業者が製造工程の区分ごとに受ける調査等に関する手数料を規定し、関連する既存の調査手数料を改定</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>	対象	改正内容	覚醒剤取締法関係手数料	覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定証の再交付に関する手数料を規定	対象	改正内容	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律関係手数料	<p>①薬局の認定に関する手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携薬局の認定に関する手数料を規定</li> <li>・専門医療機関連携薬局の認定に関する手数料を規定</li> </ul> <p>②医薬品等の製造等に関する手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録に関する手数料を規定</li> <li>・医薬品又は医薬部外品の製造業者が製造工程の区分ごとに受ける調査等に関する手数料を規定し、関連する既存の調査手数料を改定</li> </ul>
	対象	改正内容								
	覚醒剤取締法関係手数料	覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定証の再交付に関する手数料を規定								
	対象	改正内容								
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律関係手数料	<p>①薬局の認定に関する手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携薬局の認定に関する手数料を規定</li> <li>・専門医療機関連携薬局の認定に関する手数料を規定</li> </ul> <p>②医薬品等の製造等に関する手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録に関する手数料を規定</li> <li>・医薬品又は医薬部外品の製造業者が製造工程の区分ごとに受ける調査等に関する手数料を規定し、関連する既存の調査手数料を改定</li> </ul>									
8 7	<p><b>島根県花振興センター条例の一部を改正する条例</b></p> <p>花ふれあい公園の利用者の利便性の向上及び利用の促進を図るため所要の改正</p> <p>①園芸教室の利用料金に係る基準額の新設（1時間につき1,000円）</p> <p>②指定管理者が行う業務に有料施設の利用の許可に関する業務を追加</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和4年4月1日</p>									
8 8	<p><b>島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例</b></p> <p>豚熱ワクチン等の家畜の注射及び家畜の検査を円滑に行うことにより豚熱等の伝染病対策の強化を図るため、手数料の納付に係る規定について所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>									
8 9	<p><b>島根県営住宅条例の一部を改正する条例</b></p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定並びに県営住宅の新設及び廃止に伴う所要の改正</p> <p>①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴う県営住宅の入居要件に係る規定の整備</p> <p>②新設団地の名称：浜田中央団地</p> <p>③廃止団地の名称：浜田漁民団地</p> <p style="text-align: right;">施行日：①公布の日 ②、③規則で定める日</p>									

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 (8件)	9 0	<b>権利の放棄について</b> 島根県中小企業高度化資金の貸付金に係る債権の請求権の放棄 ・債務者：株式会社直江ショッピングセンター ・放棄する権利の内容：島根県と株式会社直江ショッピングセンターとの昭和59年12月27日付金銭消費貸借契約証書に基づく貸付金の未償還額45,392,000円及びこれに係る附帯債務の請求権	
	9 1	<b>財産の取得について 島根県立高等学校指導者用パソコン端末一式</b> 取得の目的：島根県立高等学校における指導者用パソコン端末の整備 取得の方法：購入（一般競争入札） 取得金額：280,130,400円 取得の相手方：株式会社えすみ松江営業所	
	9 2	<b>変更契約の締結について 元町人麿線 防災安全交付金（街路） 橋梁下部 第6期工事</b> 変更契約金額：659,535,800円（188,735,800円増額） 工期：令和4年3月22日 契約の相手方：大畑建設株式会社 施工場所：益田市須子町地内	
	承認 1	<b>令和2年度島根県一般会計補正予算（第13号）</b> 国庫支出金、県債等の額の確定に伴う補正 ・補正予算額：△5,958,843千円（補正後予算額：527,129,369千円）  (令和3年3月31日専決)	
	承認 2	<b>令和2年度島根県証紙特別会計補正予算（第3号）</b> 一般会計繰出金の額の確定に伴う補正  (令和3年3月31日専決)	
	承認 3	<b>令和2年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計補正予算（第3号）</b> 国庫支出金の額の確定に伴う補正  (令和3年3月31日専決)	
	承認 4	<b>令和2年度島根県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）</b> 国庫支出金等の額の確定に伴う補正  (令和3年3月31日専決)	
	承認 5	<b>令和2年度島根県営住宅特別会計補正予算（第3号）</b> 県債等の額の確定に伴う補正  (令和3年3月31日専決)	

区 分	議案No	議 案 名
	報 告 (12件)	報告 4
報告 5		令和 2 年度島根県一般会計予算事故繰越繰越計算書
報告 6		令和 2 年度島根県臨港地域整備特別会計予算繰越明許費繰越計算書
報告 7		令和 2 年度島根県営住宅特別会計予算繰越明許費繰越計算書
報告 8		令和 2 年度島根県病院事業会計予算繰越計算書
報告 9		令和 2 年度島根県電気事業会計予算繰越計算書
報告10		令和 2 年度島根県宅地造成事業会計予算繰越計算書
報告11		令和 2 年度島根県流域下水道事業会計予算繰越計算書
報告12		島根県附属機関の設置状況等について 島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例第 7 条に基づく報告
報告13		専決処分事件の報告について（権利の放棄） 1 件 島根県中小企業制度融資に係る損失補償契約に基づく、島根県信用保証協会の回収金を受け取る権利の放棄 ・債務者：島根県信用保証協会 ・放棄する権利の内容：産業競争力強化法による株式会社中村水産の事業再生の計画に基づき、島根県信用保証協会が放棄する債権に附随する損失補償に係る回収金を受け取る権利 ・放棄額：947,134円
報告14		専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 1 件 ・一般県道安来インター線 島田 2 工区 社会資本整備総合交付金（改築）（仮称）島田トンネル工事 900,359,900円（20,359,900円増額）
報告15		専決処分事件の報告について（損害賠償） 2 5 件 ・所持品損傷事故 1件 賠償額合計 14,300円 ・交通事故 13件 賠償額合計 1,248,587円 ・落石事故等 11件 賠償額合計 1,257,474円

# 令和3年度6月補正予算案について

## 1 概要

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている県内事業者の支援のほか、早急に対応すべきものなどについて措置し、総額**81億円**を計上する。

### 主な補正項目

① 新型コロナウイルス感染症対策	8, 1 1 8百万円
Ⅰ. 感染症対策	1, 7 4 0百万円
・ 飲食店における感染防止対策を徹底するために第三者認証制度を導入	8 9 8百万円
・ 宿泊事業者が取り組む感染防止対策の強化等に必要な経費を助成	8 4 3百万円
Ⅱ. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策	4, 6 1 8百万円
・ 令和3年度に創設した融資制度の保証料率を引き下げ、融資枠を増額	6 5 7百万円
・ 令和2年度に融資した資金について返済計画の見直しに必要な利息や保証料を支援	5 0 8百万円
・ 飲食事業者の事業継続を支援するための給付金を支給	3, 3 3 3百万円
・ 飲食業の需要喚起のため特典付き前売り飲食券を追加発行	1 2 0百万円
Ⅲ. 県民生活の支援	9 2 0百万円
・ 休業や失業等で収入減少した世帯に貸し付ける特例の生活福祉資金の貸付原資等を増額	8 7 2百万円
Ⅳ. その他	8 4 0百万円
・ 新型コロナウイルス感染症の影響により緊急に対応が必要な支出に備え、枠予算を復元	8 4 0百万円
② その他	1 3百万円
・ 地域づくり人材の育成や地域資源の活用に向けた研修を実施	1 3百万円

(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているため、合計と一致しないものがある。



## 2 令和3年度一般会計歳入歳出予算

当初予算額	(a)	4,670億円
<b>6月補正予算額</b>	<b>(b)</b>	<b>81億円</b>
補正後予算額	(a)+(b)	4,751億円

\*対前年度同期比 95.2%

【参考】令和2年度6月補正後予算額 4,989億円

## 3 財 源

(1) 国庫支出金	76.2億円
うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	58.6億円
	〔国令和2年度3次補正分 29.1億円〕
	〔事業者支援分 29.5億円〕
(2) 繰越金	5.1億円
合 計	81.3億円

## 新型コロナウイルス感染症対策 補正項目一覧（一般会計）

（単位：千円）

事業費

補正  
項目  
番号

### I. 感染症対策 1,740,230

#### 1. 飲食店・宿泊施設の感染防止対策 1,740,230

- |                   |         |   |
|-------------------|---------|---|
| (1) 飲食店の感染防止対策強化  | 897,500 | 1 |
| (2) 宿泊施設の感染防止対策支援 | 842,730 | 2 |

### II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 4,617,982

#### 1. 県内経済を守る施策 4,497,982

- |                                 |           |   |
|---------------------------------|-----------|---|
| (1) R3 融資制度の保証料率引き下げ・融資枠増額      | 657,000   | 3 |
| (2) R2 融資資金の返済計画見直しに必要な利息・保証料支援 | 507,982   | 4 |
| (3) 飲食店等への事業継続特別給付金の支給          | 3,333,000 | 5 |

#### 2. 県民による県内消費を喚起する施策 120,000

- |                   |         |   |
|-------------------|---------|---|
| (1) 飲食業の需要回復・拡大支援 | 120,000 | 6 |
|-------------------|---------|---|

### III. 県民生活の支援 919,674

#### 1. 県民生活の支援 919,674

- |                                  |         |    |
|----------------------------------|---------|----|
| (1) 休業・失業等による収入減少世帯への生活福祉資金の特例貸付 | 871,616 | 7  |
| (2) 女性に寄り添った相談支援                 | 15,000  | 8  |
| (3) 市町村による生活困窮者自立支援              | 2,300   | 9  |
| (4) 児童養護施設退所者等の自立支援              | 6,184   | 10 |
| (5) 児童養護施設等の衛生用品等の確保支援           | 24,574  | 11 |

### IV. その他 840,000

#### 1. 県行政の体制強化等 840,000

- |                       |         |    |
|-----------------------|---------|----|
| (1) 新型コロナウイルス感染症対策調整費 | 840,000 | 12 |
|-----------------------|---------|----|

合 計	8,117,886
-----	-----------

# 補 正 項 目

## 1 新型コロナウイルス感染症対策

### I 感染症対策

#### (1) 飲食店・宿泊施設の感染防止対策

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
1	新	飲食店の感染予防対策強化事業	897,500	<p>国の基本的対処方針に基づき、飲食店における感染防止対策を徹底するために第三者認証制度を導入</p> <p>①認証制度の導入 1億3,750万円 認証を希望する飲食店を個別訪問し策定した基準を満たす飲食店を認証</p> <p>②認証取得に必要なとなる経費の助成 7億6,000万円</p> <p>[対象経費] 感染予防機器類（アクリル板、消毒機器等）の購入・設置に要する経費</p> <p>[助成率] 2/3</p> <p>[助成上限額] 20万円／施設</p>	<p>商工労働部 [しまねブランド推進課] 健康福祉部 [薬事衛生課]</p>
2	新	宿泊事業者感染防止対策等支援事業	842,730	<p>宿泊事業者が取り組む感染防止対策の強化等に必要な経費を助成（全額国費）</p> <p>[助成対象経費] ・感染症対策に資する物品購入等に要する経費（サーモグラフィ等） ・前向き投資に要する経費（非接触チェックインシステムの導入等）</p> <p>[助成率] 1/2</p> <p>[助成上限額] 500万円／施設</p>	<p>商工労働部 [観光振興課]</p>

## Ⅱ 県内経済や県民生活の回復に向けた施策

### (1) 県内経済を守る施策

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課				
3		中小企業者等向け セーフティネット 資金の拡充（新型 コロナウイルス対 応枠）  （予算額の内訳） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>保証料補給</td> <td>657,000</td> </tr> <tr> <td>基金積立分</td> <td>657,000</td> </tr> </table>	保証料補給	657,000	基金積立分	657,000	657,000	令和3年4月に創設したセーフティネット資金「新型コロナウイルス対応枠」について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、保証料率の引き下げを行うとともに、融資枠を増額し、中小企業者等の資金繰りを支援  [融資枠] 100億円 → 200億円  [資金使途] 設備資金、運転資金 ※制度融資の既往債務の借換も可  [融資期間] 12年以内 （据置期間3年以内を含む）  [融資限度額] 8,000万円  [融資利率] 年1.10%（責任共有外） 年1.25%（責任共有）  [保証料率] 年0.40%～0.71% → 0.30%	商工労働部 [中小企業課]
保証料補給	657,000								
基金積立分	657,000								

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
4		新型コロナウイルス感染症対応資金 (中小企業者等向け)	507,982	令和2年度に融資した新型コロナウイルス感染症対応資金について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、返済計画の見直しが必要となった場合の利息の一部や保証料を支援 [支援内容] ①国庫補助制度分 据置期間を3年以内の範囲内で延長可能とするとともに融資期間を12年以内の範囲内で延長可能とし、据置期間の延長に必要な利息と保証料を補助 ※利息は当初3年間に限る。利息の増加分は当初予算に計上している国庫補助の枠内で実施(3年分で86,929千円) ※据置期間を3年以上としている場合は対象外 ②県単独制度分 据置期間3年以内、融資期間12年以内の範囲内で変更可能とし、必要となる利息と保証料を補助 ※利息は当初3年間に限る ※R2に積立済みの基金の枠内で実施(利息(3年分)と保証料合計で95,804千円)	商工労働部 [中小企業課]
		(予算額の内訳)			
		保証料補給	507,982		
		現年度分	507,982		
		(支援規模)			
		金額	690,715		
		①国庫補助制度分	594,911		
		保証料	507,982		
		利息	86,929		
		②県単独制度分	95,804		
		(参考) 新型コロナウイルス感染症対応資金(R2実施)の概要			
		区分	国庫補助制度分	県単独制度分	
		資金用途	設備、運転資金		
		融資枠	2,100億円		
			1,400億円	700億円	
		融資限度額	1億4千万円		
			6千万円	8千万円	
		融資利率	当初3年間無利子		
			4年目以降 年1.10%(責任共有外)、年1.25%(責任共有)		
		信用保証料	不要 (中小・小規模事業者前年同月 ▲15%未満は、県単独助成により年0.425%を実質不要へ)	不要	
		融資期間	10年以内 (据置5年以内)	12年以内 (据置3年以内)	

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課																
5	新	飲食店等事業継続 特別給付金	3,333,000	<p>新型コロナウイルス感染症の第3波において飲食の場が感染拡大の主な起点とされた影響により、売上が減少した県内飲食事業者の事業継続を支援するため、事業規模に応じた給付金を支給</p> <p>[給付対象] 「飲食店営業」及び「喫茶店営業」の許可を受けている店舗（ただしスーパーマーケット、コンビニエンスストア、調理等を行う自動販売機は除く）</p> <p>[給付要件] 直近期の総売上高（飲食店等営業以外も含めた総売上高）が、その前期または前々期と比較して減少、かつ次の①または②のいずれかを満たすこと ①飲食店等営業に係る売上高が、直近期とその前期または前々期を比較して30%以上減少 ②飲食店等営業に係る売上高が、令和2年12月から令和3年3月までの売上高の合計と前年同期または前々年同期の売上高の合計を比較して50%以上減少</p> <p>[給付額] 基準となる年間売上高（前期または前々期）に応じて、1店舗あたり定額を給付</p> <p>(1店舗あたり給付額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の飲食店等営業に係る売上高</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500万円未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>1,500万円以上2,000万円未満</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以上2,500万円未満</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円以上3,000万円未満</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上3,500万円未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>3,500万円以上4,000万円未満</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>4,000万円以上</td> <td>120万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1事業者あたり給付額の上限は200万円</p>	年間の飲食店等営業に係る売上高	給付額	1,500万円未満	50万円	1,500万円以上2,000万円未満	65万円	2,000万円以上2,500万円未満	80万円	2,500万円以上3,000万円未満	90万円	3,000万円以上3,500万円未満	100万円	3,500万円以上4,000万円未満	110万円	4,000万円以上	120万円	商工労働部 [中小企業課]
年間の飲食店等営業に係る売上高	給付額																				
1,500万円未満	50万円																				
1,500万円以上2,000万円未満	65万円																				
2,000万円以上2,500万円未満	80万円																				
2,500万円以上3,000万円未満	90万円																				
3,000万円以上3,500万円未満	100万円																				
3,500万円以上4,000万円未満	110万円																				
4,000万円以上	120万円																				
		(予算額の内訳)																			
		予算額	3,333,000																		
		給付総額	3,202,100																		
		事務費	130,900																		

(2) 県民による県内消費を喚起する施策

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
6		飲食需要回復・拡大支援事業	120,000	<p>「GoToEatキャンペーンしまね」による追加販売分の飲食券に特典を上乗せし、県内向けに実施する飲食需要の喚起策を強化</p> <p>[特典内容] 額面6,500円分を5,000円で販売 (予定) ※国1,000円、県500円</p> <p>[発行組数] 15万組 (予定)</p> <p>[発行額] 9億7,500万円 (予定)</p> <p>※発売期間や利用期間は、現在販売中の飲食券が完売した後に決定</p> <p>※国の「GoToEatキャンペーン」の実施状況により変更があり得る</p>	商工労働部 [しまねブランド推進課]
		(予算額の内訳)			
		飲食券	120,000		
		特典上乗せ相当分	75,000		
		事務費	45,000		

### Ⅲ 県民生活の支援

#### (1) 県民生活の支援

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
7		生活福祉資金の特例貸付	871,616	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等で収入の減少があった世帯に貸し付ける特例の生活福祉資金について、貸付の受付期間が延長されたことに伴い、貸付原資、債権管理事務費等を増額</p> <p>[貸付受付期間]            延長前 令和3年3月末まで            延長後 令和3年6月末まで</p> <p>[申込先] 市町村社会福祉協議会            [負担割合] 国10/10</p>	健康福祉部 [地域福祉課]
[貸付内容]					
区分		緊急小口資金 (休業された方向け)	総合支援資金 (失業された方等向け)		
貸付上限		20万円以内	月20万円以内×原則3月以内 (再貸付あり(注))		
据置期間		1年以内 (令和4年3月末以前に償還期間が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長)			
償還期限		据置期間経過後2年以内	据置期間経過後10年以内		
貸付利子		無利子			
保証人		不要			
<p>(注) 令和3年3月末までに申請した特例貸付においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を受けることができる(延長貸付)。            また、令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内60万円以内)を実施する。</p>					



(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
8	新	女性のつながりサポート相談事業	15,000	新型コロナウイルス感染症の影響により、困難や不安を抱える女性に寄り添った支援を行うため、NPO等の民間団体の知見を活用したきめ細かい相談支援を実施 [実施内容] ・電話やメール、オンラインでの相談対応 ・県内各地域で相談会や交流会を実施 ・生理用品の配布とあわせて各種相談支援機関の周知を実施 [負担割合] 国3/4・県1/4	健康福祉部 [青少年家庭課]
9	新	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事業	2,300	市町村が行う生活困窮者自立支援の取組を強化 [実施市町村] 浜田市 [実施内容] 自立相談支援機関である市社会福祉協議会の相談員を増員 [負担割合] 国3/4・市町村1/4	健康福祉部 [地域福祉課]

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
10		児童養護施設退所者等自立支援事業	6,184	児童養護施設を退所する児童等の退所後の生活基盤を安定させ、円滑な自立を支援するため、国から交付される自立支援資金貸付事業の貸付原資を積み増し	健康福祉部 [青少年家庭課]
11		児童養護施設等におけるマスク・消毒液等確保事業	24,574	児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、衛生用品等の確保を支援 [対象施設] ・児童養護施設等 ・認可外保育施設 ・私立幼稚園 [実施内容] 各施設における衛生用品の購入経費等を支援 [負担割合] 国1/2・県1/2	健康福祉部 [青少年家庭課] [子ども・子育て支援課]

## IV その他

### (1) 県行政の体制強化等

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
12		新型コロナウイルス感染症対策調整費	840,000	新型コロナウイルス感染症の影響により緊急に対応が必要な支出に備え、枠予算を復元	総務部 [財政課]

## 2 その他

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
13	新	中山間地域総合対策推進事業（地域づくり人材育成事業）	13,233	<p>新過疎法により拡充された国の「過疎地域持続的発展支援交付金」を活用し、地域づくり人材の育成や地域資源活用に向けた研修を実施</p> <p>[実施内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小さな拠点づくり」の実践者等を対象とした先進事例等に関する研修</li> <li>・道の駅や産直市の運営者等を対象とした地域資源活用に関する研修</li> </ul> <p>[負担割合]</p> <p>国6/10・県4/10</p>	<p>地域振興部</p> <p>[中山間地域・離島振興課]</p>
14		生活福祉資金利子補給事業	38	<p>松江市島根町加賀で発生した大規模火災により被害を受けた世帯等を対象として、生活福祉資金の貸付利率が0%となるよう利子補給を実施</p> <p>[債務負担行為]</p> <p>593千円（R 4～10）</p>	<p>健康福祉部</p> <p>[地域福祉課]</p>

令和3年度6月補正予算 科目別・目的別内訳一覧表  
(一般会計)

(単位:千円)

区 分	R3年度			R2年度	対前年度比 (A)/(B)	構 成 比		
	現 計	6月補正	計(A)	6月現計(B)		R3	R2	
<b>歳 入</b>								
1. 県 税	63,726,852		63,726,852	68,559,315	93.0%	13.4%	13.7%	
2. 地方消費税清算金	27,518,174		27,518,174	31,414,076	87.6%	5.8%	6.3%	
3. 地方譲与税	8,142,000		8,142,000	14,152,000	57.5%	1.7%	2.8%	
4. 地方特例交付金	470,000		470,000	336,000	139.9%	0.1%	0.1%	
5. 地方交付税 " (含臨時財政対策債)	184,375,000 (207,511,000)		184,375,000 (207,511,000)	181,508,000 (195,911,000)	101.6% (105.9%)	38.8% (43.7%)	36.4% (39.3%)	
6. 交通安全対策特別交付金	187,000		187,000	194,000	96.4%	0.0%	0.0%	
7. 分担金及び負担金	2,014,026		2,014,026	1,922,952	104.7%	0.4%	0.4%	
8. 使用料及び手数料	4,137,698		4,137,698	4,202,215	98.5%	0.9%	0.8%	
9. 国庫支出金	85,894,826	7,618,184	93,513,010	105,371,866	88.7%	19.7%	21.1%	
10. 財産収入	2,515,105		2,515,105	1,809,998	139.0%	0.5%	0.4%	
11. 寄附金	94,271		94,271	92,165	102.3%	0.0%	0.0%	
12. 繰入金	14,985,452		14,985,452	16,305,996	91.9%	3.2%	3.3%	
13. 繰越金	3,000,000	512,973	3,512,973	3,255,530	107.9%	0.7%	0.7%	
14. 諸収入	10,780,482		10,780,482	12,469,710	86.5%	2.3%	2.5%	
15. 県 債 " (除臨時財政対策債)	59,176,700 (36,040,700)		59,176,700 (36,040,700)	57,314,400 (42,911,400)	103.2% (84.0%)	12.5% (7.6%)	11.5% (8.6%)	
合 計	467,017,586	8,131,157	475,148,743	498,908,223	95.2%	100.0%	100.0%	

<b>歳 出</b>								
1. 議 会 費	970,594		970,594	1,013,787	95.7%	0.2%	0.2%	
2. 総 務 費	31,053,874	853,233	31,907,107	29,732,136	107.3%	6.7%	6.0%	
3. 民 生 費	58,031,332	919,712	58,951,044	65,077,291	90.6%	12.4%	13.0%	
4. 衛 生 費	26,351,518		26,351,518	29,192,973	90.3%	5.5%	5.9%	
5. 労 働 費	2,072,636		2,072,636	2,623,785	79.0%	0.4%	0.5%	
6. 農 林 水 産 業 費	43,339,696		43,339,696	45,686,004	94.9%	9.1%	9.2%	
7. 商 工 費	14,091,863	6,358,212	20,450,075	17,967,907	113.8%	4.3%	3.6%	
8. 土 木 費	68,378,581		68,378,581	83,132,082	82.3%	14.4%	16.7%	
9. 警 察 費	20,465,536		20,465,536	21,272,150	96.2%	4.3%	4.3%	
10. 教 育 費	92,299,902		92,299,902	93,030,319	99.2%	19.4%	18.6%	
11. 災 害 復 旧 費	8,726,460		8,726,460	6,645,504	131.3%	1.8%	1.3%	
12. 公 債 費	68,722,375		68,722,375	70,838,558	97.0%	14.5%	14.2%	
13. 諸 支 出 金	32,213,219		32,213,219	32,395,727	99.4%	6.8%	6.5%	
14. 予 備 費	300,000		300,000	300,000	100.0%	0.1%	0.1%	
合 計	467,017,586	8,131,157	475,148,743	498,908,223	95.2%	100.0%	100.0%	

(注)構成比については、それぞれ四捨五入によっているため、合計と一致しないものがある。

## 令和3年度6月補正予算 性質別経費内訳一覧表 (一般会計)

(単位:千円)

区 分	R3年度			R2年度	対前年度比較 (A)／(B)	構 成 比	
	現 計	6月補正	計(A)	6月現計(B)		R3	R2
1. 義務的経費	232,827,177		232,827,177	236,425,192	98.5%	48.9%	47.4%
(1) 人件費	122,780,102		122,780,102	124,736,337	98.4%	25.8%	25.0%
(2) 公債費	68,503,350		68,503,350	70,596,916	97.0%	14.4%	14.2%
(3) 扶助費	41,543,725		41,543,725	41,091,939	101.1%	8.7%	8.2%
2. 普通建設事業費	89,795,437		89,795,437	107,353,695	83.6%	18.9%	21.5%
(1) 補助事業費	55,097,633		55,097,633	70,978,645	77.6%	11.6%	14.2%
(2) 単独事業費	26,154,085		26,154,085	27,416,078	95.4%	5.5%	5.5%
(3) 直轄事業負担金	7,516,407		7,516,407	7,564,620	99.4%	1.6%	1.5%
(4) 同級他団体事業負担金	10,000		10,000	10,600	94.3%	0.0%	0.0%
(5) 受託事業費	1,017,312		1,017,312	1,383,752	73.5%	0.2%	0.3%
3. 災害復旧事業費	8,464,112		8,464,112	6,374,555	132.8%	1.9%	1.3%
(1) 補助事業費	7,871,684		7,871,684	6,020,555	130.7%	1.7%	1.2%
(2) 単独事業費	354,000		354,000	354,000	100.0%	0.1%	0.1%
(3) 直轄事業負担金	238,428		238,428	0	皆増	0.1%	0.0%
(4) 受託事業費	0		0	0	—	0.0%	0.0%
4. 補助費等	86,764,741	6,098,042	92,862,783	99,242,039	93.6%	19.5%	19.9%
5. 貸付金	7,032,831		7,032,831	6,986,639	100.7%	1.5%	1.4%
6. 繰出金	7,046,944	507,982	7,554,926	6,327,532	119.4%	1.6%	1.3%
7. その他	35,086,344	1,525,133	36,611,477	36,198,571	101.1%	7.7%	7.3%
合 計	467,017,586	8,131,157	475,148,743	498,908,223	95.2%	100.0%	100.0%

(注) 構成比については、それぞれ四捨五入によっているため、合計と一致しないものがある。

# 県 予 算 規 模 の 推 移

(単位：百万円)

年度	当初	前年比 (%)	6月補正	9月補正	11月補正	2月補正	その他	最終専決後
H20	501,199	▲1.9	3,288	1,515	2,619 (経済対策 2,619)	23,195 (経済対策 23,127) 追加提案 ▲16,703	3/24 15 (強風災害)	516,262
21	527,070 (内経済対策 8,335)	+5.2	45,403 (経済対策 45,403)	15,635 (経済対策 8,827)	1,399 (経済対策 485)	26,516 (経済対策 25,974) 追加提案 ▲20,870 (経済対策 5,921)		598,032
22	535,493 (内経済対策 25,706)	+1.6	200	4,864 追加提案 4,044 (経済対策 4,044)	440 (経済対策 434) 追加提案 15,741 (経済対策 15,541)	① 267 (除雪 267) ② 2,754 (経済・緊急対策 6,929) 追加提案 ▲20,132	8/9 31 (口蹄疫) 8/23 1,568 (土砂災害)	552,554
23	532,225 (内経済・緊急対策 27,630)	▲0.6	6,298 (経済対策 6,057)	2,913 (経済・緊急対策 767)	2,775 (経済対策 2,250) 追加提案 9,144 (経済対策 9,138)	7,087 (経済対策 714) 追加提案 ▲21,034		541,312
24	527,651	▲0.9	1,100	3,159	431 追加提案① 673 追加提案② 5,363 (経済対策 4,194) (給与 1,169) 追加提案③ 2,572 (経済対策 2,572)	30,075 (経済対策 31,325) 追加提案 ▲25,273	5/14 390 (雇用基金等)	543,693
25	531,157	+0.7	558	① 81 (災害援護資金 81) ② 32,509 (災害復旧 24,856)	1,150	11,359 (経済対策 13,530) 追加提案 ▲38,451	7/3 42 (風しん抗体検査) 8/29 900 (8月大雨災害)	538,588
26	527,234	▲0.7	369	3,577	2,794 追加提案 1,533 (給与 924)	① 6,058 (経済対策 7,315) ② 1,650 追加提案 ▲32,037		511,435
27	529,966	+0.5	279	3,780	追加提案 918 (給与 918)	12,051 追加提案 ▲39,671		533,770
28	520,219	▲1.8	437	4,703 追加提案 16,118 (経済対策 16,118)	3,612 (経済対策 3,612) 追加提案 414 (給与 414)	1,804 (経済対策 1,804) 追加提案 ▲40,171		505,596
29	511,771	▲1.6	315	9,168 追加提案 608	43 追加提案 808 (給与 808)	13,143 追加提案 ▲48,663		485,734
30	452,000	▲11.7 (+0.2)	819	9,235	185 追加提案 481 (給与 481)	17,153 追加提案 ▲19,057	4/20 202 (西部地震) 7/20 338 (7月豪雨災害)	456,410
R元	468,654	+3.7	321	9,503	232 追加提案 410 (給与 410)	13,235 (経済対策 13,226) 追加提案 ▲24,851	3/25 214 (新型コロナウイルス対策)	465,700
2	475,019	+1.4	4,390 (新型コロナウイルス対策 4,390) 追加提案 12,001 (新型コロナウイルス対策 12,001)	20,820 (新型コロナウイルス対策 10,833)	3,737 (新型コロナウイルス対策 増額 4,139 減額 ▲482) 追加提案 4 (新型コロナウイルス対策 4)	① 2,096 (新型コロナウイルス対策 2,096) ② 25,310 (経済対策 21,161) (新型コロナウイルス対策 増額 5,701 減額 ▲1,552) 追加提案 ▲24,345	4/30 6,774 (新型コロナウイルス対策) 5/22 724 (新型コロナウイルス対策) 7/28 343 (7月大雨災害) 7/31 6,214 (新型コロナウイルス対策)	527,129
3	467,018 (新型コロナウイルス対策 6,907)	▲1.7	8,131 (新型コロナウイルス対策 8,118)					

(注) 1. 平成 25 年 3 月 29 日島根県告示第 231 号により定例県議会招集月を 12 月から 11 月に変更したため「11 月補正」に改称  
 2. 平成 30 年度当初予算の前年比について、中小企業制度融資等預託金を含まない場合の予算額と比較した場合を ( ) で記載